

蘭中地区連合町会会館管理規則

(名称及び目的)

第1条 蘭中地区5町会が所有する会館の名称を「母恋会館」(以下「会館」という。)と称し、その管理運営について必要な事項を定める。

(会館管理責任者)

第2条 会館の管理責任者は、母恋北町町会会長とする。

(使用時間)

第3条 会館の使用時間は午前9時から午後9時までとする。

(使用の許可)

第4条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ会館管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2、北町町会活動に伴う会議・行事等で使用する場合は無料とし、その他会館管理者が認めた者は免除又は減額することができる。

(損害賠償)

第6条 使用者が、建物、付属設備、備品等を損傷し、もしくは汚損し、又は滅失したときは、これを原状に復するか又は損害額を賠償しなければならない。

(使用の制限及び禁止)

第7条 利用者は次の各項に該当するときは、会館利用承認を取り消し又は制限、もしくは停止することがある

- (1) この規定に違反し、又は指示に従わなかったとき。
- (2) 秩序又は風紀を乱し、他の迷惑になったとき。
- (3) その他、管理者が不相当と認めたとき。

(休館日)

第8条 会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日
- (2) 年末年始
- (3) 国民の祝日
- (4) 前各号のほか、会館管理者が必要と認めたとき

2、前項各号の規定にかかわらず、会館管理者が特に必要と認めたときは開館することができる。

(会館の管理運営)

第9条 会館の管理及び運営について協議するため、蘭中5町会で構成する「母恋会館運営委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2、委員会は、15名(各町会3名。)をもって構成する。
- 3、委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 4、委員長は、必要に応じ委員会を招集する。
- 5、会館の管理運営に関する実務は、母恋北町町会が担当する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要事項は、委員会に諮り決定する。

付則 この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。